



Title	ヘーゲルの選言推論：概念と実在性
Author(s)	吉田, 六弥
Citation	哲学論叢. 1980, 6, p. 43-66
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66769
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヘーゲルの選言推論

― 概念と実在性 ―

吉 田 六 弥

一、

周知のように、ヘーゲルの論理学は三つの部門から構成されている。即ち、有論、本質論、概念論の三部門である。⁽¹⁾最初の二つはヘーゲル独自のものとみられるが、本質論はカントの『純粹理性批判』の付録の「反省概念の多義性」や同じ著作の「先験的弁証論」の部門で主張された仮象の客観性に関する思想と関連をもっていると思われる(H. 38)。⁽²⁾もともとヘーゲル自身この点を明言しているのではない。しかし、これら二部門の必要性はこの論理学の中で折にふれて述べられており、⁽³⁾また彼の『精神の現象学』で示された思想の中にも根拠をもっている。これに対し、第三巻の概念論は伝統的な論理学と同じ素材と配列とを有す。しかしながら、この「出来あがった、固定した、化石のような素材」を「流動化」して、この素材の中に再び「生きた概念をもえたたせようとする」のがヘーゲルの意図であった(H. 211)。このため、この概念論における論理規定やその規則の理解は普通の論理学のそれとは異なっている。しか

しむしろ、ヘーゲルのこの部門の解明は思考や事物の実状に即しているように思われる。一層問題となるのはヘーゲル自身主要な事柄としている否定性が概念や事物の根底におかれていることであろう。この点は別にして、概念の自己規定の道程に従っても、前述のようにヘーゲルの概念論は概念、判断、推論の三つの形式を含む。概念そのものは三つの規定をもち、それは普遍、特殊、個別である。ヘーゲルの論理学においては概念の規定はこの三つに限られるが、ヘーゲルは通常の場合の概念の区分についても彼の考え方を述べ、このような区分の不適切なることを指摘している（H. 253）⁽⁴⁾。次に、概念は否定性を通して自己を区別する。この区別された概念の姿が判断（Urteil）である。この判断も通常の判断の分類をもっているが、この区分の展開そのものはヘーゲルの論理学の仕方によっている。推論も判断と同様概念の自己規定と実在化とをなすのであるが、更に概念の内的な過程はこの推論によって完成される。概念論における推論は概念の主観的で内的な過程を完成し保持するとともに、この概念を主観性から客観性に導く役割をも担っている。概念の自己規定は同時に概念の実在化である。自己を規定する概念は自己を他在に委ね、自らは内的なものに留まっている。こうして、概念の実在化は概念の外で進行する。しかし、概念が客観性に媒介される限り、概念は「自己を規定して客観性とする」のである（H. 353）。本論では、この推論の最後の形である必然性の推論を考察しようとした。

概念論は普通の認識を概念の規定に還元するものであるから、推論においても「個別は普遍である」とか「個別は特殊である」という認識が問題にされる。ヘーゲルは推論を大きく三つに区分して、定有の推論（質的推論）と反省の推論と必然性の推論とする。この区分は普遍、特殊、個別のいずれが媒概念を務めるのかによるのであるが、定有の推論では特殊が、反省の推論では個別が、必然性の推論では普遍がそれぞれ媒概念である。更に、この区分のもと

で普遍、特殊、個別の三者がまたそれぞれ媒概念となるので、総計九個の推論形式があることになる。定有の推論の三つの形式は伝統的な推論の三つの格に対応し、以下の推論で順次その内実の充実を得る。反省の推論では全称推論、帰納推論、類比の推論の三つが、必然性の推論では定言推論、仮言推論、選言推論の三つがそれぞれおかれて、いずれも伝統的な名称が採用されている。しかし、存在するものや観念もまた概念や概念の規定として捉えられるのであるから、「バラは赤い」とか「バラは植物である」というような認識も推論の中で考察され得る。例えば先にあげた分類に従えば、定有の推論は「バラは赤い」というような判断を扱う⁽⁵⁾。この判断が示すように定有の推論がもつ概念はすべて質であつて、それぞれ外面的な自立性をもっている。従つて、主語も述語も自らを媒介に引き入れることなく、この判断を媒介することは両者の外におかれる。そして、概念の規定は具体的な事物から遊離しており、事物の規定の外で抽象的に考察される。定有の判断においても、主語は自己が何であるかを述語において示す。しかし、一方、質は物の性質としては物の自己反省の面を含んでいる。主語の存立は性質の中へ解消する(II. 114.)。このため、バラも先の述語の中で自己の規定を保持することができない。ここでは、赤さは決してバラの赤さではない。逆に述語の「赤い」は主語であるバラの規定性に浸透されねばならぬが、しかしこの場合、この述語はバラの種差となつている。そしてこのことはもつと後になつて説明されることである。更に、「バラは赤い」という判断において、この述語を主語をバラたらしめているバラの生命の内的な原理とみなすことも可能である。この場合、この判断は選言推論に現われるような判断である。しかし、定有の判断においては述語は主語の規定性から独立している。

これに対し、反省の推論は「銅は有用である」というような判断(反省の判断)を含む。この判断の述語は反省規定であつて、主語が他者と関係する面を表わす。有用かどうかは銅のみにおいては決まらず、銅を有用と考える人間

の存在が必要である。「有用性」においては銅もその自立性を失っていて、有用性は主語の外にある自立的な概念のように思われる。しかし、右に述べたように、反省規定には二つの存在が反省しているのであって、反省規定の自立性は反省された自立性にすぎない。こうして主語は自己に帰って、推論の過程の進行は主語の側で行なわれる。主語はこのようにして他者に反省しつつ自己に反省している。従って、主語は他者から自己に反省したものととして、直接的で具体的な存在である。反省の推論以降は、概念の規定性がその抽象性を脱して、ある具体的な存在に含まれるものとして現われることになる。即ちそれは主語の規定性となるのである。逆に、主語も概念に対する無関心性から引き出され、概念の過程に引き入れられる。こうして、反省の推論はこの相関性を通して実体性、因果性の段階に進み、主語は概念と関係するようになる。そしてこのように概念の段階を前にした推論が必然性の推論である。

二、必然性の推論

定有の推論の抽象的な媒概念は反省の推論において、規定された区別へと措定され、この区別は必然性の推論において再び単純な自己同一性に反省し特定の内容をもつようになる。かかるものとして必然性の推論の媒概念は一方で「単純な規定された普遍性」であり、他方推論の両項の規定性を含む「客観的な普遍性」即ち「類」であるとされる(ロ・383)。もともと、反省の推論の主語は類の個としてこの普遍性を含んでいたのであるが、しかし、この普遍性は「直接に承認され」、「前提されていた」にすぎない(ロ・384)。そこでは、主語は特定の具体的存在という意味をもつにすぎず、この存在の規定も単に区別されたものの一つにすぎない。このため反省の推論における普遍性はまだ抽象的であったのである。そこでは、主語の媒介する活動も主語自身においては媒介として措定されていず、媒介は媒介する主語と

媒介されたあるいは反省された述語とに分離していた。あるいはまた、この媒介は前提 (Prämisse) と結論とへ分離されてもいた。しかし、反省の推論の結果においては、類と種とが前面に登場し、必然性の推論はこの特殊性と結びついた普遍性から出発する。この推論は全体として普遍が媒概念を務める推論である。このようにして、推論は普遍性を推論の両項 (小概念と大概念) の統一として即ち内容として含む。しかし、この統一はまだ措定されていず、「内的な同一性」である。従って推論は必然性の段階におかれており、それ故この普遍性を根底にしている推論は必然性の推論と称されるのである。こうして内容がまだ現実性をもっていないが故に、本質性や必然性が媒概念に移され、両項には偶然的な現存在のみが残されることになる。他方、内容である普遍性も顕現されているわけではないから、内容の規定も示されていない。従って、本来本質的な区別である内容の規定が両項を区別する非本質的な形式や規定としてあるにすぎない。こうして、必然性の推論はこの普遍性を措定することになる。この媒概念である普遍性は個別性と特殊性との統一であるから、先に述べたようにこれら三つの概念の契機の各相を通してこの推論も三つに区別される。

扱、この推論はこの推論の最後の形である選言推論で明らかにされるように、次のような問題を含んでいる。選言推論は、既にカントによって概念と存在との合一である理想乃至最高の存在者に対応する推論とみられている。しかし、カントの哲学上の功績を高く評価するヘーゲルも先に述べたように、カントのこの理想に言及する際にもまた自身の選言推論の論述においても、カントが理想と選言推論とを対応させたことについてそれ程留意していないように思われる。だがヘーゲルにあつても、選言推論は概念が實在性あるいは客観性へともたられる段階である。「推論とは媒介である。」この媒介は、一面、直接性に対する媒介である。当初、媒介は直接性を媒介することとして現わ

れている。しかし、最初の直接性はむしろ媒介されたものであって、従って、媒介は媒介を止揚することによって直接性へと媒介されることになる。こうして概念の内的な過程はその外面性へと止揚される。あるいは概念の真理は「その内面性と外面性との同一性」である(II.352)。そして、かの実在性こそ媒介者であつたのである。この点は、ギムナジウムにおけるヘーゲルの『講義録(Philosophische Propädeutik)』の中でより端的に述べられている。即ち「直接性は即且対自的に媒介であり、また目的でもあり過程でもある」と⁽⁶⁾。推論は仮象であつて、この仮象とこの仮象の止揚とを通して概念の真実態が明らかにされる。概念の作用はこの仮象する働きであると同時にこの仮象を通してこの仮象そのものを止揚することでもある。このようにして、先ず主語と述語とが選言肢である。次に、述語は述語の全体性へと選言化され、選言はこの全体性を表わすとともに、この区別された選言肢の間の必然的な連関をも表わす。このことにより述語は主語の普遍性に対応する。一方、前述のように概念は選言推論で実在性と接触する。従って、選言推論は一つに概念の内的な過程の完成ということと、一つに直接性との関係ということを含む。第二の点に関してこの推論がもつ意味の一つはヘーゲルによれば、媒介者と媒介されるものとの同一性ということであり、「媒介されるものが、このものを媒介するものの本質的な契機である」(II.351)ということである。以上、推論が概念と客観性との中間をなすということを念頭において以下の考察を進めよう。推論の過程は従って「概念の実在化」の過程ともみなされる(II.353)。この過程はより完成された段階においては必然性から出発する。現実が存在しているのは偶然的で自立した個別として、主語である。しかし、推論は反省の推論の成果である普遍性あるいは必然性という概念の面から主観的な考察に進む。この過程は差しあたつて推論の両概念を「媒概念と同じ全体性」(II.354)として示すことになる。以上のように反省の推論がもたらした類と種とに関する判断即ち定言判断を前提にもつ推論が定言推

(α) 定言推論 定言推論には、ヘーゲルは理解の手懸かりとなるような式や実例を与えていない。しかしその概略を示すと、前提には定言判断が含まれ、先の普遍性はここでは特殊として媒概念であり、結論は主語の本質的な性質を示すものである。定言判断そのものは質的推論にも反省の推論にも含まれ、例えば「赤は色である」とか「銅は金属である」とかいう判断である。そこでは、この判断は小前提 (Untersatz) であって、定言推論におけると同様それは前提 (Voraussetzen) されているのみである。そこでは、主語を普遍性に結びつける規定も、逆に普遍 (類) をこの種へと限定する必然性も欠けていた。しかし、類比 (Analogie) によって主語が具体的な普遍として解されることになったので、必然性の推論がこの類と種との関係を問うことになった。しかし、存在しているものは「このもの」としての偶然的存在であるから、推論の三つの概念はこの偶然的存在である主語の下で主観的に考察されるのであって、いずれも偶然性の中におかれている。一方、客観的な普遍である類もまだ自己の規定を措定していないから、主語を離れてそれ自身としては客観的普遍であつても、主語に対してはむしろ特殊として主語に外面的な媒概念となる。そして実際には、先の客観的普遍も特殊性として外面性や偶然性の中へおかれることによって却つて規定されたものとして具体性や現実性を得ているのである。一方、偶然的な存立をもつにすぎない主語も即自的には普遍性と個別性の統一である。しかしこの統一はまだ内的であるから、以前に主語と普遍との間の関係に欠けていたものがここでも欠けており、この内面性が主語と概念とを偶然性に押しやっているのである。推論をこの偶然性の下で考察すれば、第一に、主語は存在する「このもの」であると同時に即自的には自己を規定する普遍でもある。そしてこの主語の規

定された姿が類であり、ここでは媒概念、むしろ媒介されたものであり主語の本性としてある。しかし、他方、この媒概念は主語の個別性に対しては客観的普遍性であるから、主語のこの媒概念への関係が定言判断の形をとって前提 (Prämisse) の一つとして現われる。第二に、主語は個別性と普遍性との統一である。この普遍性はここでは主語を規定する種差 (die spezifische Differenz) 、主語の否定的原理である。⁽⁷⁾しかしこの偶然性の下では、この原理は偶有性によって与えられる非本質的な区別としてある。そして結論がこの区別を主語の本質的なものとして表明する。

扱、推論はこの偶然性の領域におかれることによって、実体性と現実性とを得ている。推論の三つの概念は依然として分離しているが、しかしそれは偶有性の下でのことであって、内面的には三者は同一であり、既に「三つの概念を貫く本質」が存在している。唯、こうして推論の内容は一つであっても、「形式の同一性」(II. 345) がまだ出来あがっていないのである。こうして、推論における同一性が指摘され、この同一性の中で推論の各契機は必然的に結ばれているはずのものである。従って、形式の上でも、内容の上でも、必然性の推論では質的推論におけるように前提に証明が要求されたり、反省の推論におけるように前提が結論を前提するということがない。

こうして、従来の推論の外面的な過程は一つの推論の中へ、更に内的な同一性として一つの普遍の中へ収められた。しかし「この個別」として主語は、やはり推論の外で自身の存立を保ち、普遍の内的な同一性即ち必然性に対して偶然性を保持している。定言推論は反省の推論によって生みだされたものとしてまだ直接的で、この直接的な推論は、「本来の直接的な存在」即ち「個別」(II. 345) へと自己を媒介しなければならぬ。しかし、以前の偶然性は単に主語と述語との結合に関する偶然性であった。⁽⁸⁾これに対し、定言推論における偶然性は必然性に対する偶然性、個別性と普遍性との統一という内容に関する、主語の偶然性である。また、従って、それは概念の内実と主語の有とを背景にした

偶然性である。主語が偶然性をもつのは、「主語が普遍に関係づけられる」からであるとされる。こうして、主語は「直接的な個別」として媒概念には含まれないいろいろな規定を含むのみならず、更に媒概念とは離れて「独自の内容をもつ」(H. 26)実存を有している。そしてこの内容はそれ自身今一つの、定言推論によつては媒介されない存在なのである。一方、一つの種にも多くの個が属し、一つの個は他の多くの個と関係しあっている。他方、一つの類にも多くの種が存在し、一つの普遍はこの種へと限定されるとは限らない。主語もまたこの普遍性へと自己を媒介してはいない。こうしてここでも、推論によつて措定されるのは推論の両項を連結(zusammenschließen)することではなくて、多くの個と多くの普遍とが存在し、これらがそれぞれ「現実」であるということ、このことである。しかし同時に、これらの諸現実はいずれにも「客観的普遍性」であつて、従つて、これらは概念の統一を基礎にしているが故に、これらは現実性の全体でもある。従つて、これらの諸現実もやはり推論を離れて存在するものでない。こうして一つの主語の有は他の存在の有への媒介をなすことになる。もともと定言推論に存在していたのは個々の偶然的な存在に他ならなかつた。こうして定言推論は個別を媒概念とする仮言推論に移っていく。

(β) 仮言推論 仮言推論は仮言判断を大前提とし、主語の有の直接性を与える直接的な判断を小前提とする推論であつて、Wenn A ist, so ist B. Nun ist A./Also ist B. なる表示をもつ。この大前提は定言推論の結果を含み、二つの存在の必然的な関係を示す。Aの有はA自身の有ではなくて、「ある他者」の有即ちBの有である。ここには媒介する有と媒介された有とがあり、有は直接性の形をとつては現われない。多くの現実あるいは差異する存在の根底には実体性あるいは概念の統一が存するのであつて、これらの有は概念の中に保持されるはずの有である。そこで

AとB両者の有は有の現象に他ならない。そしてこの大前提は有の直接性の判断を得て、仮言推論となる。この小前提は証明されたものではない。また、存在の直接性は証明され得るものとは思われない。このかぎり、仮言推論は蓋然性に留まっている。⁽⁹⁾しかし、ヘーゲルが推論で問題としているのは個と普遍との関係であり、個の直接性は本来前提されているものである。⁽¹⁰⁾従つて、この小前提は主語が前提しているところものが判断の形をとつて措定されたものである。この小前提も従つて、ここでこれだけ単独で妥当するものとは認められない。この「Isi」はまだ空虚(Leer)であつて、推論の媒介を経ないかぎり、即ち概念の過程にそれが引き入れられて考察されないかぎり、単なる思想物(Gedankenling)にすぎない。⁽¹¹⁾なるほど、客観性は概念の内的な過程を止揚しているが、しかし、ここでは主語がこの過程の外で即且対自的であるという主張は一つの抽象にすぎず、主語のこの実在性もやはり思想物である。というのも、主語は自己の真理を自己の他者の中にもっているからである。もともと、推論はまだ類比の段階に留つていて、その認識は蓋然的である。主語は自己の概念を示してはいず、唯多くの事情にともなわれているにすぎない。

扱、この推論のAとBとは二つの現実的存在、二つの個とみられるが、しかし、Aは同時に媒介者、媒介する有であつて、他者となる(Anderswerden)能力をもつ。他方、Bは個別であるとともに、個別がそれへと媒介される普遍ともみられる。しかし、仮言推論においては個別の有が問題となつていて、普遍性に直接関心が払われることはない。推論の過程はここでは主語そのものの中へはね返り、推論そのものは一つの仮象となつている。当初主語の内面性が、それが内的であるが故に、主語の偶然性に対し必然性を表わす推論へと展開されたのである。しかし、今やこの仮象から主語に立ち返つて、媒概念ともなる主語そのものの偶然的な有が問題となる。現象する有こそ、必然性と偶然性の否定的な統一として概念への道程の上におかれているものである。この段階で媒介のアスペクトが転倒してしまつて

いる。媒介はもはや概念の抽象的な契機や個別の偶然的な規定性に関つてはいない。媒介者も媒介されるものも主語の有(Sein, ist)であり、概念の契機もこの主語の有に支えられるかぎり、意味をもつ。こうして有と概念とは関係をもつようになり、概念の内的な過程も主語の活動を通して主語の概念へと止揚される。このことによつて概念と有とは対応することになり、むしろ概念は主語の有の背後にあつて媒介者として存在していたことにもなる。しかし、仮言推論では概念は内的であるから、概念と有とは区別され、推論は実体性の段階におかれている。従つて、推論は本質論の領域へ引戻されている。実際、定有の推論は單純な偶然性あるいは質に、反省の推論は相關關係にそれぞれ対応させられていた。主語が自己の規定を措定していず、概念も自己を措定していない以上、推論は以前の規定即ち反省規定や必然性を通して自己を展開することになつたのである。ヘーゲルは推論を通して論理学のこれまでの過程を主語の中に總括して、主語を「自己關係する否定的統一」⁽¹²⁾としての個別性と規定する。この否定的統一は客觀性とも關係しており、この否定性こそヘーゲルの論理学において概念の本性を明らかにするものである。この否定性が媒介者であり、自己を「客觀的、普遍的、あるいは同一的内容の全体性」と「無關与的、直接的」との矛盾として、「活動」として規定するのである(H. 38)。当初、有といえ、推論の兩概念に残された偶然的な有にすぎなかつたが、今や有は生成や移行を免れて概念の領域におかれている。こうして、現実から遊離した特殊な規定性としての定言推論の媒概念は仮言推論において現実性あるいは直接性を取戻す。即ち、媒概念は「存在する(seiende)必然性」(H. 348)としてある。以上のように、推論の形式や契機の中へ展開されていた概念的な仕方が主語の存在の仕方として主語の中へ取り込まれている。しかし、主語があるいは媒概念がこのようなものとして現われるとすれば、これは既に結論である。主語は否定性を通して概念の内面性と事物の直接性にと触れながら自己を媒介する。あるいは逆に、主語はこれらに

よつて媒介される。推論の前提においてはこの二つの側面は分離しており、主語は現存在するものであり、本来主語の本性である媒概念は主語の外にある概念としてある。しかし、この分離においては実際は、主語の有は移行し現象する偶然的な有であり、媒概念こそ「客観性」の中におかれた有である。このことは同一のものの二面であつて、結論あるいは媒介されたBはこの両側面を統一している。こうして主語は直接性と媒介性との統一であり、概念と有との統一である。他方、結論は媒概念の真理でもあり、結論において媒概念の必然性は主語の有と合一して、「必然的な存在 (das Notwendige)」(II. 348) としてある。他者によつて媒介されるものもまたこの他者を制約している。結論の主語は単に媒介されたものではなく、媒概念の本性を自己の本性として取戻した自ら媒介するものでもある。こうして仮言推論は一方で媒介者と媒介されるものとの同一性を含み、他方で客観性と触れることになった。媒介するものと媒介されるものとの区別、この媒介の外面性の止揚は推論の当初からの課題であつた。この区別は推論の形の各々においてそれぞれの現われ方をしてきたが、またその都度その区別は止揚されてきた。仮言推論において、この区別は一つの主語の有の中で統一されたのである。

扱、推論に含まれる偶然性を推論そのものを通して措定し、このことによつてこの偶然性に対立する推論の内的なものを止揚するという仕方は、定有の推論や反省の推論でも行なわれてきた仕方であり、またヘーゲルの論理的なものの展開の仕方でもある。内的であるからこそ、内的なものは外面性や偶然性の中におかれるのであり、また単に外的なものもやはりその本質からいえば内的なのである(II. 236, 308)。偶然的で直接的な存在は、それが直接的であるかぎり、それ自身他の存在の影響下におかれることも他のものの外的な意図の素材となることもあり得ない。しかし、この存在の根底にある概念からいえば、それはこの概念のための条件、素材なのである(II. 92f., 348)。条件も即自的

には現実の普遍性ではあるが、それは実際にはまだ現象する有、孤立した個別的な現象である。先の普遍性もまだ抽象的な普遍性である。この条件がその「意味と普遍的な存在」を得るには、現実性の中におかれねばならぬ。他方、普遍性の方からいえば、諸条件も現実性を得るには、「一つの個性の中へ総括」されねばならぬ(H. 327)。仮言推論では偶然的な個性性は普遍性と一つになり、内的で抽象的な普遍性は個性性の中へと止揚される。論理的な機能は推論の媒介の中に自己の到達点を見出す。

ヘーゲルはこれまでの論理的な規定を纏めて、論理的な機能の最高のものであるこの推論の媒介を「個性性」、「直接性」あるいは「自己関係する否定性」、「自己を区別し、この区別から自己の中へ自己を総括する同一性」、「絶対的な形式」従って「自己同一的に存在する内容」と定義する(H. 329)。仮言推論によつて主語がこのようなものとして提示されれば、次に定言推論で提起され仮言推論では直接考察されなかった、普遍を具体的に規定するということだが、問題とされねばならない。こうして、推論は選言推論に移っていく。

(γ) 選言推論

(aa) エントヴェーダー・オーダー(Entweder-Oder) 選言推論の主語は普遍性、特殊性、個性性の三つを統一している。この三契機の各々に従つて、この主語は推論の三つの判断の各々に現われて、それぞれ主語となっている。同時にこの三つの契機は同一的であるから、三つの判断は同じ内容を表わす。大前提は指定された形で、小前提は直接性の形であるいは指定者として、結論はこの推論の真理あるいは主語の真実としてそれぞれこの同一の内容を表わしている。従つて、定有の推論の数字的推論A—A—A(H. 326)のようには、選言推論は抽象的同一性に陥ることがない。

選言推論は区別とこの区別されたものの同一性とを有している。この概念と概念の契機とは仮言推論では現われなかった先の実体的な同一性のそれである。この同一性あるいは類の客観的普遍性は選言推論の主語の中へ形式をもった同一性として恢復しており、こうして媒概念としての類と主語の有との乖離は解消されている。この形式は以前には偶有性の中におかれていたのであるが、偶然性が止揚されることによってこの形式も非本質性を脱して、内容の形式あるいは主語の活動的な本性となっている。主語は自己の形成する活動(Formativität) (II. 349)を通して内容を形成する、あるいは自己の偶然的な存在を前提された概念や内容に合致させる¹³。更に、選言推論は仮言推論の結果である媒介者と媒介されるものとの同一性を措定されたものとして含んでいる。ここでは主語は媒介されたものとしては「個別性に媒介される普遍性」であり、媒介者としては「個別として規定されたもの」、自己の全体的な特殊化の「普遍的な領域」である(II. 350)。こうして主語は概念の全体性である。個別性も特殊性も「この」普遍性に完全に浸透され、自己本来の規定をもはやもってはいない。即ち「この」普遍性の特殊性であり個別性である。しかし、「この」普遍性はそれ自身個別そのものであり、選言推論の主語である。特殊性は一方では種へと分枝化された類に、他方では主語の本質的な性質あるいは主語の現存在に解消している。普遍もこのことにより完全に規定されたものとなっている。そしてこのことが、概念の実在化の一面である。

選言推論は選言判断(A ist entweder B oder C oder D)を大前提(Obersatz)にする。主語は「展開された客観的普遍性」、形式をもった普遍性、「類の実体的な同一性」(II. 349)、種へと選言化される類である。一方、述語は展開された形の特殊性として主語の普遍性と均衡している。この特殊性は主語の普遍的な全領域を自己の中に収め、この領域を選言として含んでいる。こうして、主語は「特殊性の中で自己を完全に保持」する。述語は種の全体性か

らえば「種の実体的普遍性」として Sowohl-Als として示される。しかし特殊化は区別の作用であり、否定的統一であるから、そこでは相互の排斥が生じる。従つてこの場合、述語は「種の否定的な関係」(II. 298)であつて、述語は Entweder-Oder として現われる。この排斥によつて、特殊は自己関係する規定としてまた他者の排斥をとまなう個別性として現われる(II. 350)。各々の種はこうして単に相対的に区別されるのではなくて、他の種を排斥して一つの種へと限定される。他方で、各々の種はこの排斥的關係によつて互いに同一的であるのみならず、またこの關係によつて類の普遍性と同一的でもある。こうして種の全体あるいは類の範圍が規定される。⁽¹⁴⁾ここでは概念の作用が排斥の作用でもある。選言化の作用であるこの排斥する作用が選言判断を越えて、更に選言推論を構成することになる。しかし、如何にしてこの作用が推論を構成するための小前提を得ることができるのであろうか。あるいは全体性へと展開された主語を含む大前提とそこでは主語が一つの存在へと限定されている小前提とは如何なる必然的な關係で結ばれているのであろうか。この問題を考えるために、先ずこの排斥的な關係について述べよう。

(ββ) 他者性 (Andersheit) 特殊性はもともと「他者への排斥的關係」(II. 249)であつた。排斥ということと他者とは不可分な關係にある。そしてこの排斥的關係は以前に、「対立」の中で規定されていた(II. 13)。対立の兩項の各々は「それ自身であるとともに、また自己の他者でもある」。「このことにより各々は自己の規定性のある他者においてではなく、自己自身においても。各々は専ら自己の他者に關係することとして自己自身に關係する」。「各々はこの他在の自己内止揚として自己の非有との關係である。かくて、自己の非有は自己の中の契機にすぎない。」しかし、反省的關係からいえば「各々が含むところの自己の他者はこの他者が単にその中に契機として含まれるはずのも

の非有でもある」。こうして、各々は一つの同一的關係において、自己の非有が存在するかぎりにおいてのみ存在する。あるいは、各々は、自己の他者が存在するかぎり存在し、また各々は自己の他者が存在しないかぎり存在する(II.43)。この自己の他者とこの他者の非有(他者の他者)とを通して自己の存在が成立してくるのをヘーゲルは反省と呼ぶ。ここに自己から自己の非有を排斥する關係が生じる。この他者と非有との結びつきをヘーゲルはプラトンに見出している。ヘーゲルによれば「プラトンは普遍を規定しようとした」⁽¹⁵⁾。というのは、ソクラテスの善はアナクサゴラスのヌースに比べれば具体的であるが、しかし、これもまだ抽象的であつたからである。⁽¹⁶⁾現象する物、直接的な存在は他者によって規定されていて、他者への相關關係の中におかれている。これらの有限な存在は自己自身であるとともに他者でもある。これは矛盾であり、解かれていない矛盾である。プラトンはこの弁証法を普遍を規定するのに向け、この矛盾を自己の中で解決しているものが普遍であり具体者なのであるとした。⁽¹⁷⁾プラトンは絶対者をパルメニデースの有として、しかしヘーラクレイトスがいったように無に同一な普遍として把握した。⁽¹⁸⁾更に、プラトンは對話篇「ソフィスト」において「有と非有」とについて研究し、パルメニデースに反対して「非有が存在する」こと、「自己同等的なものも他在に關つている」ことを証明した。ヘーゲルは「ソフィスト」篇を有と非有とに關する一層詳細な研究とみなしている。⁽¹⁹⁾プラトンは存在するものの本質的な規定としての非有を主張しようとしたのである。そして、プラトンにおいて最高の形式であるものは有と非有との同一性であると評価されている。プラトンは一層研究を進めて「より詳細に規定された非有は他者の本性である」という結論に達した。他者であるところのものは否定的なもの一般である。⁽²⁰⁾以上のように、ヘーゲルはプラトンの哲学から自己の結論を引き出している。こうしてヘーゲルは思惟や事物の本性を否定性を通して「他在において自己と合致する」ことに見出している。⁽²¹⁾本質論の最初の單純な排

斥的關係は概念の中で特殊性として更に選言關係として現われ、推論を完成させる。

推論の完成は同時に概念の内的な過程の完結である。ヘーゲルはこの過程を次のように総括する。根拠や相關關係は「十分顯、在化されてい、ない概念」であり、「概念の抽象的な側面」にすぎない。なるほど「実存は根拠から現われ、相關關係は現實性へと自己を止揚する」。しかし根拠はまだ本質の領域における概念の統一にすぎず、相關關係も關係する両項をもたない純粹な關係に他ならない。相互に關係するはずの二つの實在も、この關係の外で實在性を保っている。両者の統一は概念である。⁽²²⁾ 何ものをも自己の中へ侵入させようとしない現實的な存在も「被指定有へ移行する必然性」に委ねられている。こうしてこのものの現實性は自身の現實性ではなくて、ある他の現實的な存在の現實性である。しかし、現實的な存在はこの必然性を通してこの他者において自己と合致し、この他者において「自己の存在と指定と」を得る。こうして、現實は自由な現實である。「概念そのものは必然性の力そのものであり、また現實的な自由そのものである」。⁽²³⁾ 更に、概念自身も自己を契機へと區別し、概念自身はこの契機の中に消失する。推論において、この概念がこれらの契機に対立して現われる。同時に、これらの契機は推論を通してそれぞれが概念の全体性であることを示す。反省の推論では、これらの契機が具体的な存在の下におかれ、むしろこの存在が媒介者であることが明らかにされた。この存在は自己の活動を通して自己に自己の規定を与える。しかし、この孤立的な規定は普遍性に結ばねばならない。個別の活動も概念と不可分であることが示され、この活動は実体性の下におかれる。この実体性を通して推論は個別的な主語の有から再び概念の中へ復歸する。主語は個別として概念の契機を統一する。他方、主語の有そのものが概念と關係するものであることが示される。こうして、この主語は概念の契機と自己の有とを概念に媒介する。更に、必然性の推論を通して概念は反省の過程を自己の中に止揚する。概念自身が条件、実体

性、活動性、交互作用等の段階を辿ることによって、概念は自己を自己へと媒介する。こうして概念は「顕在化された完全な概念」(H. 352)となっていると同時に、また自己がこの措定者であることを明らかにする。一方、当初自立的な存在と思われたものも、この推論の過程の中でそれは他者によって媒介されたものであることが示された。しかし、他者は推論の内部でのみ問題になるのではない。概念が根底にもっている否定性は他者性と不可分であった。従って、概念自身が他者を前提している。概念の内面の完成はそのまま概念の他在への到達である。概念と現存在との関係は哲学の伝統的な課題であるが、この点でヘーゲルは推論の結果を次のように表現する。「推論は媒介である」が、同時に「この媒介の運動はこの媒介の止揚である」。従って結果は「この媒介の止揚によって出現した直接性」であり、「自己の他在からそしてこの他在において自己自身を恢復した概念」である(H. 352)。以前には、「事物は実存に先立って、存在している」と、しかし「事物のすべての条件が、そろえば、事物は実存に歩み出る」と主張され、「この根拠と条件とによって媒介され、この媒介の止揚によって自己同一的である直接性が実存である」と規定された(H. 391)。これに対し、推論の終わりでは恢復された有が現われ、それは「事物」即ち「客観性」である(H. 352)。この客観性はまた概念が獲得するような実在性でもある(H. 351)。こうして、否定性は概念の内面性の展開とその完結を推し進めるとともに、この完結により概念を直接性へ媒介する⁽²⁴⁾。

(27) 大前提と小前提 概念の契機の違いと媒介の二面性とが解消されることによって、推論の形式も止揚される。ここで振り返って、推論の二つの前提の関係について考察しよう。定有の推論では二つの前提が抽象的な規定に従って並べられている。反省の推論や必然性の推論では事情は異なる。これらの推論では、それぞれの推論の主語の特性

が大前提の中へ措定されている。これに対し、小前提はこの主語が前提しているところのものを表わす。反省の推論では、小前提は個と類あるいは種との関係を表わしているが、これは必然性の推論の内容となるはずのものであって、ここでは前提されているにすぎない。⁽²⁵⁾ 仮言推論では、小前提は「A ist」という判断である。この「ist」は単なる概念を越えた直接性の中でその真相が明らかにされるものであって、ここでも小前提の認識は前提されたものとみられる。従って小前提は無媒介的な判断である。推論は推論そのものの外面性は止揚するが、しかし、概念は自己を措定する一方、前提的でもある。小前提の直接的な判断の内容は大前提へと措定され、その真実は結論において措定と前提との合一として示される。従って、大前提と小前提とはそれぞれ概念の一面を表わしている。推論はこの点で概念のあり方に即している。推論の目的は、普遍を具体的に規定することあるいは個別性と普遍性とを統一することである。この目的は媒概念でもある種差や類の原理を探り出すことによって達成される。⁽²⁶⁾ 選言推論の小前提「A ist aber B,」あるいは「A ist aber nicht C noch D,」は、大前提で展開される主語の普遍的な本性を示す。この本性は主語を規定する否定的な原理である。そして、もともと形式的には普遍を媒概念にもつ推論は否定を通して普遍性と個別性とを統一するものであった(H. 324)。更に、小前提は主語のこの普遍的な本性を直接性との合一において、即ち主語を現存在するものとして示している。従って、この主語は即自的には概念と直接性との統一である。それ故、選言推論には媒介する直接的な存在と媒介される直接的な存在との同一性が措定されている。こうして、推論は形式の面でもその目的の面でも完成されている。

しかし、概念は否定性を通して客観性と関係する。従って、類の原理もこの客観性と不可分である。それ故、最も近い類(genus proximum)を決定する種差はここでは問題とはならない。もちろん、最も近い類であるための条件は

あげられている(II.299)。しかし一つの存在の最も近い類が何であるかは推論では示されない。推論で問題になるのは概念の契機であつて、種を理念に属し概念以上の実在性をもつような形態(II.300)で規定することは推論では行なわれない。⁽²⁷⁾このためにまず要求されることは「概念をまずそれ自体として即ち概念として規定されるかぎりにおいて考察し、概念の規定性としての概念の規定性に即して、なおこの規定性が概念に属し概念の中に現われる規定性と異なった形式へ移行するかどうかを、また実際に移行するのを見る」ことである。⁽²⁸⁾しかし、このことは既に概念の範囲を超えたことである。

注

(1) Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften*, § 83 (以下 Enz. と略)。概念論は理念論を含む。ヘーゲルの理念の定義は十全な (adäquat) 概念も ∞ は客観的な真理である (II.407)。—— Hegel, *Wissenschaft der Logik* (Ph.B.), hrsg. v. G. Lasson. I, II をそれぞれ I, II で表わし、アラビア数字はページ付を表わす。

(2) ヘーゲルはカント哲学に対し、就中この哲学が論理学に關してもつてゐる功績について高い評価を与えている (I.44)。しかし、ヘーゲル自身の論理の展開や論理規定がカント哲学のそれと、またこの哲学で述べられる思想と関連があると思われるような場合でも、このことにはヘーゲルはいちいち言及はしていない。もっとも、「思维規定そのものについてのカントの論述には得るところがなく」、「思维規定そのものが何であるかということ、思维規定が相互に相對してもつてゐる規定性とそれらの相互の連関、これらのことは考察の対象になつてゐず」、「思维規定の本性的認識はカント哲学によつては少しも促進されなかつた」と述べられてゐるのであるから (I.46)、論理そのものの展開とその仕方についてカントと對照させる必要がないと考えられたのであろう。

(3) I.43f., 46f. II.211, 213f. Enz. § 83 Zusatz, § 159 Zusatz.

(4) 例えば、判断の分類に關しても、ヘーゲルのそれは發展系列をなすものであつて、分類された判断がそれぞれ等位的に並べられるものではない。この点で、J. N. フィンドレイの「明らかにヘーゲルは彼の判断に關する理論を新しい酒として、伝

統的でカント的な分類の古い器に注ぎこもうとしている」という評価はカテゴリー（反省規定）や推論についてのヘーゲルの分類にも該当することであろう（J.N.Findlay, *Hegel: a Re-Examination*, New York, p.235）。

- (5) この述語の「赤い」はヘーゲルにあつては質と考えられていて、単に人間の感覚の中にある反省的な規定とみられていない。
 (6) Hegel, *Werke* 4 (Suhrkamp), s.154.

- (7) ログスあるいは本質における類と種差との不可分性を主張し、種差の中に原理を見出そうとする考え方はアリストテレスの思想の踏襲である（*Aristoteles Metaphysica*, 1038a, 1043a）。

- (8) 既に彼の『イエナの論理学』（Hegel, *Jenenser Logik, Metaphysik und Naturphilosophie*, hrsg.v. G.Lasson, Hamburg）で主語と述語との関係である必然性が推論によって措定されるかどうかが問題であると問い、「結合の必然性に代つて、結合の偶然性と結合されるものの矛盾とが措定される」と答えている（op.cit.s.102ff.）。そして、推論のこの矛盾の解決を否定的統一、他在化する道程（*der Weg des Anderswerdens*）と反省の道程（*der Weg der Reflexion*）とに求めつつ（op.cit.s.105）。

- (9) 願望の表現も仮言判断の形を採る。例えば「もし私が鳥であつたなら」という表現においては、この存在（鳥でもある私）は、もともと「ペガサスが存在するとすれば」という表現におけると同様種差が無視されているのであるから、ヘーゲルの考え方からすれば問題とならないであろう。しかし、この表現の中に運動の能力の関係（歩行と飛行との）を見出す場合、また鳥と人間とが自然の中にそれぞれその存在の根拠をもつことによりこの表現を鳥への讃美と解してこの表現の中に一つの共感（媒介）を読み取る場合、これらの場合にはこの表現は仮言判断としての意味をもつであろう。願望は自己の存在が他者によって媒介されているという面を含むのであるから、願望が仮言判断の形で表わされることも可能なのである。むしろこの場合、前件そのものが二つの存在を含んでいるということによってそれ自身仮言判断である。更に近年、仮言推論から含意（implication）の形式が導き出された。ヘーゲルの論理学においても、「Wenn A ist, so ist B」という表現においては、このA、Bがそれぞれ如何なる存在、如何なる内容を表わすものかはこの表現の内部では決まらない。このかぎり含意を否定する理由はない。もともと前件は有の否定的な面を表わしているのであるから、後件は媒介を要求してはいるが、また媒介されていなくてもかまわないのである。あるいは、前件も後件も正しくて、単純な有の関係を表わしているとすれば、この判断はヘーゲルの最も単純な要求を満たしていることになろう。

- (10) 仮言判断の必然性とは「直接的な存在と互いに差異するものとの同一性」である（H.300）。

- (11) Hegel, *Jenenser Logik*, ...s.100f.
- (12) Ⅱの否定的統一 (die negative Einheit) はヘーゲルの論理学の展開に関する基本的な術語であって、彼の著作の多くのページに見出される。例えば次の様に述べられている。「媒概念としての個別性は否定的統一であって、この否定的統一は生成であり活動性である。この否定的統一において、区別された多様性である特殊性と現存在の条件とが一つに総括されて、単純で普遍的な統一へ高められている。あるいは逆に、普遍は個別化されて現存在の多様性の中へ歩み出ている」(Hegel, *Werke* 4 (Suhkamp), s.26)。また「真の媒概念である普遍性においては、否定的統一即ち主観性と客観性とが、内容と現存在の特殊性とが相互に浸透しあう」(op.cit.s.27)。
- (13) 仮言推論に留るかぎり、主語の活動も条件にすぎない。更に、これらの論理的な形式としての推論においては主語が自己の概念と一致するということは問題とならない。このために必要な主語の活動乃至行為は客観性に現われる推論に属している。従って、今対象とされている推論は概念の直前の姿である交互作用を超えることがなく、これらの推論には概念の推論に当るものが登場しない。もっとも判断には概念の判断が含まれている。しかし、この判断の述語の「良い」ということもまだ「良いもの (das Gute)」ではなくて、主観的な述語にすぎない。
- (14) また次の様にも述べられている。「エントウ、エーダー、オートダーは自余のものを一切排斥し、自己の中に全領域を収める。この全体性は客観的普遍の否定的統一の中に自己の必然性をもつ。この普遍は個別性を自己の中に解消しており、この個性を区別な単純な原理として自己の中に内在せしめている。種はこの原理によって規定され、関係づけられている。一方、「種はその規定性の関係を通して述語の普遍性を構成する」(H. 298)。しかし一つの普遍も規定されたものとしては、より高次の普遍性に関係している。ここでこのことを考察するのが課題ではない。だが自己の限界を超えて、この限界を通して他者へ移行することの必然性、限界概念の重要性はヘーゲルによって強調されている。
- (15) Hegel, *Werke* 19 (Suhkamp), s.64°
- (16) Hegel, *Werke* 18 (Suhkamp), s.467f.°
- (17) Hegel, *Werke* 19 (Suhkamp), s.64f.°
- (18) op.cit.s.66°
- (19) op.cit.s.69f.°

(20) op.cit.s.73f.。更に「¹¹」の否定的なものは同じもの、自己同一的なものである。そして同一の観点で、他者が同一ならざるものであり、また同様にこの同じものが他者でもあるということである」と述べられている。

(21) Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, hrsg.v.J.Hoffmeister.Hamburg.s.178, *Enz.* § 159.。

(22) *Enz.* § 193.。

(23) *Enz.* § 159.。

(24) この否定性と他者性及び両者の関係、また否定性と直接性及び両者の関係あるいは否定的統一について考察することは将来の課題にしたい。

(25) 経験的にも類と種との関係は現われている。しかしここでは種差が類の内的な原理となっていないで、単に見出されたものあるいは前提されたものにすぎない(II.298)。もともと、推論の目的は、種差を類や種の否定的な原理とすることにあるから、この種差が「この」種の内的で必然的な原理となっている場合にはもはや推論する必要がない。

(26) 従って、推論の問題は媒概念に帰着する。この点は既にアリストテレスによって充分認識されていて、彼は認識を成立せしめる媒概念をその普遍性と必然性において発見することに努めていたと指摘されている。そしてこれとともに推論における媒概念の「決定的重要性」が指摘されている(原佑著『論理学』―改訂六刷―四三頁、五九、六十頁)。またヘーゲルの推論について「*Hegel-Die gebrochene Mitte*.1958,」を著したJ.v.d.モイレンは彼の別の著作 *Aristoteles, Die Mitte in seinem Denken*」でアリストテレス哲学の根幹としてこの媒概念を取り上げたといわれる(藤井義夫著『アリストテレス』二七七頁)。

更に、媒概念と種差とが結びつけられることにより、推論と事物のロゴス(定義あるいは本質)との不可分性が示される。この不可分性はまた論理学と形而上学との不可分性にも連なっている。アリストテレスはこれらの不可分性を承知していて、実際彼の形而上学ではロゴスが種差を原理として成立してくるのである。ヘーゲルもアリストテレスのこの思想を引き継いでいる。しかし彼のイエナの時代には、まだ形而上学と論理学とが分離されていた。彼の『イエナの論理学』の推論の節は類や種差に言及していないし、そこでは媒概念の重要性について明言されているわけではない。この点で、ヘーゲルが如何にして両者の一体性を確信するようになったかについては、イエナの時代の有機体に関する彼の考察が手懸かりを与えてくれるものと思われる。

(27) 従って、逆に概念（定義）の規定を固定的に対象に適用して、この存在の是非を断定する愚をヘーゲルは戒めている（H. 457）。

(28) *Enz.* § 193。

（文学部助手）